

函館市子育て支援ネットワーク設置要綱

(設置)

第1条 市内で活動する子育て支援に係る団体等との交流や情報交換等を円滑に行うための連携体制の整備・充実を図り、官民協働による子育て支援を推進するため、函館市子育て支援ネットワーク（以下「子育てネット」という。）を設置する。

(活動)

第2条 子育てネットは、その目的を達成するため、次の事項に関する活動を行う。

- (1) 子育て支援に係る団体等との交流および情報交換
- (2) 子育て支援に係る団体等との連携
- (3) 子育て支援に関する研修および研究
- (4) その他目的達成に必要な事項

(構成)

第3条 子育てネットの構成は、その目的に賛同し、市内で活動する子育て支援に係る団体等とする。

(会議)

第4条 子育てネットの会議は、必要に応じて函館市子ども未来部長が招集し、座長を務める。

- 2 座長が欠けたとき又は座長に事故があるときは、子ども未来部次長が、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 子育てネットの活動の効果的な展開を図るため、子育てネット内に専門部会を置くことができる。ただし、専門部会は、構成団体の実務担当者で構成するものとし、必要に応じて事務局が招集する。

(事務局)

第6条 子育てネットの事務局は、函館市子ども未来部子ども健やか育成課とする。

附 則

この要綱は、平成20年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。